

「高等教育の修学支援新制度」に係る本学の取扱いについて(令和8年度入学生)

熊本学園大学は、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、文部科学省より一定の要件を満たす大学として確認され、「高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付奨学金)」の対象校に認定をされています。

本学では、本制度の対象となる方について、授業料等の納入を下記のとおり猶予いたします。

■対象となる要件

- 令和8年度入学予定者(合格決定者)の本学専願(必ず入学する)の方
- 進学前に高等学校を通じて日本学生支援機構(JASSO)へ申請し、「高等教育の修学支援新制度(授業料等免除・給付型奨学金)」の『令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知』を受領している方

■猶予の内容

- 入学手続時に納入いただく入学手続金(授業料等)を、入学後(6月28日)まで猶予します
- 猶予を受けるには、合格後、入学手続締切日までに本学への猶予申請が必要です
- ※入学金は手続期日までに納入していただく必要があります。

■申請方法・提出物について

- 「入学時学費徴収猶予申請書」
- 日本学生支援機構発行 「奨学生採用候補決定通知【進学先提出用】」のコピー
(原本は入学後に提出)

〈送付先〉

〒862-8680

熊本県中央区大江2丁目5番1号

熊本学園大学 入試課

(問い合わせ) TEL096-362-4095

参考 「高等教育の修学支援新制度」の内容・詳細は文部科学省の特設ページをご覧ください。

文部科学省の特設ページ <https://www.mext.go.jp/kyufu/>